

健やか、ふれあい、福祉の ひろば 第48回垂水市社会 福祉大会

市民一人一人に「福祉の心」を育てながら、「だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくり」を実現するための住民参加の場として、また、これまで社会福祉の推進のため功績のあった方々等を表彰し、感謝の意を表するための場として開催します。ぜひ、ご来場ください。

■期日 9月3日(日)

■時間 9時30分～

※先着400人に弁当引換券を配布

■場所 垂水市文化会館

■内容 式典

表彰・保健福祉作文発表

※送迎バスが新城・牛根方面のみ運行します。

※時刻表は8月中旬の市文書配布便にて全戸配布します。

◎問い合わせ先

垂水市社会福祉協議会

☎32-6277

福祉課 地域福祉係

☎内線126

児童福祉支援 各種手当の現況届

各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受けられないことがあります。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等で受給できない場合や、一部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

①児童扶養手当

ひとり親家庭医療費助成金

8月1日(火)～31日(木)

②特別児童扶養手当

8月10日(木)～9月12日(火)

③障害児福祉手当

8月10日(木)～9月11日(月)

■手続方法

現在受給中(停止中含む)の方は本人に通知します。福祉課子育て支援係・障害福祉係にて、お手続きください。また、下記の受給要件を満たしている方で、手続きをされていない方は、同係へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

福祉課子育て支援係・障害福祉係

☎内線124・127

各種手当のご紹介

①児童扶養手当

■受給者要件

- ・父または母と生計が別の児童を監護している父または母(父子家庭の父または母子家庭の母)
- ・父のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童(障害を有する場合は20歳未満)で次に該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が継続1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含)
- ⑨上記①～⑧への該当が明らかでない児童

■手当額(月額)

- ①児童が1人の場合
10,410円～44,140円
- ②児童が2人の場合
5,210円～10,420円加算
- ③児童が1人増す毎に
3,130円～6,250円加算

②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※児童扶養手当と併給可

- ①重度障害児1人 53,700円
- ②中度障害児1人 35,760円

③障害児福祉手当

■受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※特別児童扶養手当との併給可

④特別障害者手当

■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に3か月以上入院中の方は除きます。

※手当の対象者(次のいずれかに当てはまる方)

- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方
- ④重度の精神障害や知的障害により、日常生活能力がほとんどない方

■手当額(月額)

27,980円

令和5年度垂水市電力・ガス・食料 品等価格高騰支援給付金について

申請書は、
こちら



電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割非課税世帯等)に対して、1世帯3万円を支給します。

令和5年6月1日時点(以下、「基準日」)で垂水市に住民登録があり、世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(以下、「非課税世帯」)が原則対象となります。ただし、世帯の全員が住民税を課税されている他の親族に扶養されている場合、対象となりません。その他、詳しい受給条件については、確認書および申請書等で内容をご確認ください。

■支給対象者と支給方法

下記①～③のいずれかに該当する世帯が対象です。(重複支給を受けることはできません。)

①プッシュ型または確認書による支給対象者

○支給対象者

基準日に垂水市に住民登録があり、世帯の全員が令和5年度住民税非課税世帯

○支給方法

対象世帯で過去に給付金の支給履歴がある場合、同じ口座へプッシュ型で支給いたします。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯で過去に支給履歴のない場合、「支給要件確認書」を送付します。

○締切日 令和5年10月31日(火) 必着

②第2号様式による支給対象者

○支給対象者(転入者)

令和5年1月2日以降に垂水市に転入された方がいる世帯で、基準日において垂水市に住民登録されており、世帯の全員が令和5年度非課税世帯又は市の条例で定めるところにより住民税均等割を免除されたも

のである世帯

○支給方法

申請書(第2号様式)および転入者全員分の令和5年度住民税非課税証明書に各種必要書類を添えて申請してください。

○締切日 令和5年10月31日(火) 必着

③第3号様式による支給対象者

○支給対象者(家計急変世帯)

令和5年分住民税均等割が課税世帯であるが、令和5年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

○支給方法

申請書(第3号様式)および収入見込額の申立書、収入状況を確認できる書類に各種必要書類を添えて申請してください。

※審査の結果、給付金を受け取れない場合もあります。

○締切日 令和6年1月5日(金) 必着

■支給額 1世帯あたり3万円

☎福祉課援護係 ☎内線125